



平成29年12月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成29年8月10日

上場会社名 株式会社オウチーノ 上場取引所 東
 コード番号 6084 URL http://www.o-uccino.jp
 代表者 (役職名)代表取締役社長 (氏名)堀口 育代
 問合せ先責任者 (役職名)執行役員 (氏名)村田 吉隆 (TEL)03(5402)6887
 四半期報告書提出予定日 平成29年8月14日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成29年12月期第2四半期の連結業績(平成29年1月1日~平成29年6月30日)

(1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
29年12月期第2四半期	392	△25.6	△144	—	△145	—	△130	—
28年12月期第2四半期	526	△18.4	△51	—	△53	—	△55	—

(注) 包括利益 29年12月期第2四半期 △130百万円(—%) 28年12月期第2四半期 △55百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
29年12月期第2四半期	△55.71	—
28年12月期第2四半期	△46.28	—

(注) 平成29年12月期第2四半期及び平成28年12月期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
29年12月期第2四半期	1,701	1,370	80.4
28年12月期	1,767	1,329	75.1

(参考) 自己資本 29年12月期第2四半期 1,368百万円 28年12月期 1,327百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
28年12月期	—	0.00	—	0.00	0.00
29年12月期	—	0.00	—	—	—
29年12月期(予想)	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成29年12月期の連結業績予想(平成29年1月1日~平成29年12月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	1,205	8.7	△376	—	△378	—	△367	—	△155.32

(注) 1. 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 有

2. 平成29年12月期の連結業績予想につきましては、合理的な算定が困難であることから公表を見合わせておりましたが、現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、公表することとしました。

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 有
 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

新規 1社 株式会社Seven Signatures International、除外 1社

- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
 ② ①以外の会計方針の変更 : 無
 ③ 会計上の見積りの変更 : 無
 ④ 修正再表示 : 無

- (4) 発行済株式数 (普通株式)

- ① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)
 ② 期末自己株式数
 ③ 期中平均株式数 (四半期累計)

29年12月期2Q	2,382,180株	28年12月期	2,319,100株
29年12月期2Q	45株	28年12月期	1株
29年12月期2Q	2,343,313株	28年12月期2Q	1,188,500株

※ 四半期決算短信は四半期レビューの対象外です

この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期連結財務諸表のレビュー手続は終了していません。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料3ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報 (3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. サマリー情報(注記事項)に関する事項	4
(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動	4
(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	4
(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	4
(4) 追加情報	4
3. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(セグメント情報等)	9
(重要な後発事象)	10
4. その他	13
継続企業の前提に関する重要事象等	13
重要な訴訟事件等	13

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社グループは、住宅・不動産関連ポータルサイト「0-uccino(オウチーノ)」の運営を中心とした事業を展開しております。

当第2四半期連結累計期間の売上高は392,057千円(前年同期比25.6%減)、営業損失は144,021千円(前年同期は営業損失51,937千円)、経常損失は145,838千円(前年同期は経常損失53,974千円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は130,536千円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失55,006千円)となりました。

また、当社は2017年5月1日付で株式会社Seven Signatures International(以下「SSI」といいます。)を株式交換により完全子会社化いたしました。なお、SSIについては、みなし取得日を2017年6月30日とし、当第2四半期連結累計期間においては貸借対照表のみ連結しております。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

①住宅・不動産関連ポータル事業

当事業は、住宅・不動産関連ポータルサイト「0-uccino」の運営、投資用不動産の情報提供サービス等により構成されています。

当第2四半期連結累計期間の売上高は279,654千円(前年同期比29.6%減)、セグメント損失は109,273千円(前年同期はセグメント損失42,539千円)となりました。

今後はポータルサイト「0-uccino」の収益性回復を目指し、掲載物件数の増加や積極的なサイト開発の推進に取り組んでまいります。

②インターネット広告代理事業

当事業は、インターネット広告の提案による顧客のマーケティング支援等を行うことにより、代理店手数料を獲得しております。しかしながら、当社における経営資源の効率化等を検討した結果、2017年6月23日開催の取締役会において、2017年8月末日を予定として同事業からの撤退を決議いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間のインターネット広告代理事業の売上高は54,046千円(前年同期比52.3%減)、セグメント損失は21,348千円(前年同期はセグメント損失174千円)となりました。

③プロパティ事業

当事業は、連結子会社(株)スペースマゼランでの不動産購入・開発・販売等により構成されています。

当第2四半期連結累計期間の売上高は59,495千円(前年同期比269.8%増)、セグメント損失は9,360千円(前年同期はセグメント利益204千円)となりました。

売上高は、主に、プロパティ事業撤退の決定(2016年10月28日開催取締役会決議)以前に取得済みであった投資用アパートメント1棟の引き渡しによるものであります。

④医療サイト事業

当事業は、全国の医師・病院の検索・クチコミの医療系ポータルサイト「Dr.0-uccino」の運営を行ってまいりましたが、2017年5月1日付で会社分割(簡易吸収分割)により、株式会社アイフラッグに継承し、当社は当事業から撤退いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は661千円(前年同期比98.1%増)、セグメント損失は2,063千円(前年同期はセグメント損失9,637千円)となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は1,701,768千円となり、前連結会計年度末に比べ65,713千円減少いたしました。

主な要因は、現金及び預金の減少234,697千円、のれんの増加179,393千円であります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債は331,465千円となり、前連結会計年度末に比べ106,039千円減少いたしました。

主な要因は、短期借入金の減少150,000千円、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)の減少25,002千円、移転損失引当金の減少14,349千円、未払金の減少13,108千円、前受金の増加90,776千円であります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は1,370,302千円となり、前連結会計年度末に比べ40,326千円増加いたしました。

主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純損失計上による利益剰余金の減少130,536千円、新株予約権の行使に伴い新規株式を発行したことによる資本金の増加9,836千円、新株予約権の行使及びSSIとの株式交換に伴い新規株式を発行したことによる資本剰余金の増加161,776千円であります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は、2017年3月29日開催の第14回定時株主総会終結後に、新たな経営体制へ移行いたしました。そのため、移行直後は合理的な算定が困難であることから連結業績予想の公表を見合わせておりましたが、現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、公表することとしました。

2. サマリー情報(注記事項)に関する事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

2017年5月1日付で株式会社Seven Signatures Internationalの全株式を取得したことにより、当第2四半期連結会計期間より、同社を連結の範囲に含めております。

なお、2017年6月30日をみなし取得日としたため、当第2四半期連結会計期間においては、貸借対照表のみを連結しております。

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

当第2四半期連結累計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)
(税金費用) 税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

該当事項はありません。

(4) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

3. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2017年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,270,422	1,035,724
売掛金	128,492	112,914
販売用不動産	256,184	272,749
貯蔵品	363	142
前払費用	12,823	11,411
前渡金	48,199	—
短期貸付金	2,400	2,200
その他	23,241	22,471
貸倒引当金	△2,400	△2,200
流動資産合計	1,739,726	1,455,414
固定資産		
有形固定資産	3,972	29,158
無形固定資産		
のれん	—	179,393
その他	3,799	3,742
無形固定資産合計	3,799	183,135
投資その他の資産	19,983	34,060
固定資産合計	27,755	246,353
資産合計	1,767,481	1,701,768
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,749	15,021
未払金	78,764	65,655
未払費用	16,190	14,653
短期借入金	150,000	—
1年内返済予定の長期借入金	50,004	50,004
前受金	9,364	100,141
未払法人税等	9,723	14,968
預り金	9,418	10,297
移転損失引当金	14,694	345
賞与引当金	4,644	4,817
その他	1,957	5,568
流動負債合計	362,511	281,473
固定負債		
長期借入金	74,994	49,992
固定負債合計	74,994	49,992
負債合計	437,505	331,465
純資産の部		
株主資本		
資本金	813,860	823,696
資本剰余金	802,837	964,613
利益剰余金	△288,908	△419,444
自己株式	—	△174
株主資本合計	1,327,789	1,368,690
新株予約権	2,187	1,612
純資産合計	1,329,976	1,370,302
負債純資産合計	1,767,481	1,701,768

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2016年1月1日 至2016年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2017年1月1日 至2017年6月30日)
売上高	526,825	392,057
売上原価	213,764	212,485
売上総利益	313,061	179,572
販売費及び一般管理費	364,999	323,593
営業損失(△)	△51,937	△144,021
営業外収益		
受取利息	217	71
その他	66	635
営業外収益合計	283	706
営業外費用		
支払利息	1,322	1,155
たな卸資産除却損	673	—
その他	325	1,368
営業外費用合計	2,320	2,523
経常損失(△)	△53,974	△145,838
特別利益		
新株予約権戻入益	62	—
移転損失引当金戻入益	—	408
事業分離における移転利益	—	19,999
特別利益合計	62	20,408
特別損失		
固定資産除却損	—	442
減損損失	—	896
特別損失合計	—	1,338
税金等調整前四半期純損失(△)	△53,912	△126,768
法人税等	1,094	3,767
四半期純損失(△)	△55,006	△130,536
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△55,006	△130,536

四半期連結包括利益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2016年1月1日 至2016年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2017年1月1日 至2017年6月30日)
四半期純損失(△)	△55,006	△130,536
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
四半期包括利益	△55,006	△130,536
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△55,006	△130,536
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

(株主資本の金額の著しい変動)

2017年5月1日付で株式会社Seven Signatures Internationalを株式交換による完全子会社化および新株予約権の一部行使により、資本金が9,836千円、資本剰余金が161,776千円それぞれ増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が823,696千円、資本剰余金が964,613千円となっております。

(セグメント情報等)

I 前第2四半期連結累計期間(自 2016年1月1日 至 2016年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額
	住宅・不動産関連 ポータル事業	インターネット 広告代理事業	プロパティ 事業	医療サイト 事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	397,013	113,389	16,089	333	526,825	—	526,825
セグメント間の内部売上高 又は振替高	43	—	—	—	43	△43	—
計	397,056	113,389	16,089	333	526,868	△43	526,825
セグメント利益又は 損失(△) (注) 2	△42,539	△174	204	△9,637	△52,147	210	△51,937

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額210千円はセグメント間取引消去210千円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額
	住宅・不動産関連 ポータル事業	インターネット 広告代理事業	プロパティ 事業	医療サイト 事業(注) 3	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	277,854	54,046	59,495	661	392,057	—	392,057
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,800	—	—	—	1,800	△1,800	—
計	279,654	54,046	59,495	661	393,857	△1,800	392,057
セグメント損失(△) (注) 2	△109,273	△21,348	△9,360	△2,063	△142,045	△1,975	△144,021

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額△1,975千円は、セグメント間取引消去210千円、株式会社Seven Signatures Internationalの株式取得費用△2,185千円であります。

2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 「医療サイト事業」は、2017年5月1日に事業譲渡を行い、当事業から撤退しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

2017年5月1日付で株式会社Seven Signatures Internationalの全株式を取得したことにより、当第2四半期連結会計期間より、同社を連結の範囲に含めております。なお、2017年6月30日をみなし取得日としたため、当第2四半期連結会計期間においては、貸借対照表のみを連結しております。

当該事象により、のれんが179,393千円発生しており、報告セグメントに関しては今後新設する予定であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「投資用不動産の情報提供サービス」を「住宅・不動産関連ポータル事業」に集約し、同じく「その他」に区分していた「医療サイト事業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分方法により作成したものを記載

しております。

(重要な後発事象)

(募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

1. 新株予約権の数

337個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式33,700株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、2,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス」という。)が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、ブルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2017年8月9日の東京証券取引所における当社株価の終値2,445円/株、株価変動性71.43%、配当利回り0%、無リスク利率0.016%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額2,445円/株、満期までの期間8年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,445円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にか

かる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年4月1日から2025年9月14日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、下記(a)、(b)または(c)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を上限として、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2018年12月期または2019年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが3億円超である場合 行使可能割合：10%

(b) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが6億円超である場合 行使可能割合：60%

(c) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが10億円超である場合 行使可能割合：100%

上記におけるEBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとし、連結財務諸表を作成していない場合には、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2017年9月15日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2017年9月29日

9. 申込期日

2017年8月31日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員 74名 337個

4. その他

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当第2四半期連結累計期間におきまして、144,021千円の営業損失を計上しており、前連結会計年度まで2期連続して親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、財務面において、2016年12月9日付で第三者割当増資および第三者割当による自己株式の処分による払込みを受け、当面の事業資金を確保していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、連結財務諸表への注記は記載しておりません。

また、当社グループは、このような事象または状況を解消するため、以下の対応策に取り組んでまいります。

① 注力事業の強化

第三者割当による調達資金を、銀行借入金の返済資金のほか、住宅・不動産関連ポータル事業に係るシステム投資および人材投資に充当し、運転資金を住宅・不動産関連ポータル事業に集約することで業績の改善を目指します。

② 事業の最適化

当社グループ内における財務の健全化及び注力事業等の見直しを実施した結果、注力事業以外の事業からの撤退、または撤退の決定をいたしました。

③ 固定費の削減

全社的な固定費削減を目的として、2017年4月に本社事務所の移転を実施いたしました。

重要な訴訟事件等

当社の連結子会社である株式会社Seven Signatures International（以下「SSI」）に対し、クレインズ・アセット・ホールディングス株式会社より訴訟の提起を受けました。

原告は、2011年7月に原告と米国法人であるデベロッパー（以下「A社」）との間で締結した分譲居室に係る売買契約に関して、中野陽一郎氏（SSIの代表取締役でもあります。以下「中野氏」）らが不適切な説明を行ったとして、中野氏及びSSI他2社（SSI以外は当社との資本関係はありません。）に対し、損害賠償を求める訴えを提起したものです。なお、原告が主張する損害の根拠等は判然としておりません。

当社としては、SSIは原告とA社との間の売買契約に関与しておらず、SSIやその代表者が責任を負うものではなく、また、損害の根拠等も判然としないことから、原告の請求には全く理由がないと考えており、裁判ではSSIの正当性を主張し争っていく方針、かつ、法的措置を含め、断固たる対応を採っていく所存です。